

渋川市地域学校協働活動推進員設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、社会教育法(昭和24年法律第207号。以下「法」という。)第9条の7第1項に基づき、渋川市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が委嘱する渋川市地域学校協働活動推進員(以下「推進員」という。)の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(役割)

第2条 推進員は、法第5条第2項の地域学校協働活動に関して、教育委員会の施策に協力し、地域住民等と学校との情報の共有を図るとともに、地域学校協働活動を行う地域住民等に対する助言その他の援助を行う。

(設置)

第3条 教育委員会は、渋川市立の小中学校区(以下「学校区」という。)に推進員を置くことができる。

(定数)

第4条 推進員の数は、教育委員会が必要と認める人数とする。

2 推進員は、複数の学校区を担当することができる。

(委嘱)

第5条 推進員の委嘱は、次の各号のいずれにも該当する者のうちから、学校長の推薦により、教育委員会がこれを行う。

(1) 地域において社会的信望がある者

(2) 地域学校協働活動の推進に熱意と識見を有する者

2 前項の規定による学校長の推薦は、渋川市地域学校協働活動推進員推薦書(様式第1号)を教育委員会に提出することにより行うものとする。

(委嘱期間)

第6条 推進員の委嘱期間は、委嘱の日から当該委嘱の日が属する年度の末日までとし、再任を妨げない。

2 推進員に欠員が生じたときは、後任の推進員を委嘱することができるものとし、この場合における委嘱期間は、前任者の残任期間とする。

(委嘱の解除)

第7条 教育委員会は、推進員が心身の故障のため活動の遂行に堪えないと認められたとき又は活動上の義務の違反その他推進員としてふさわしくない行為があると認められたときは、委嘱を解除することができる。

(活動内容)

第8条 推進員の活動内容は、次のとおりとする。

- (1) 地域の教育課題の解決に必要な総合的な連絡調整に関する活動
- (2) 地域又は学校の教育活動に対する支援、企画及び参加促進に関する活動
- (3) 学校運営協議会その他必要な協議体との連携調整に関する活動
- (4) その他推進員の設置の目的を達成するために必要な活動

(活動状況の報告)

第9条 推進員は、渋川市地域学校協働活動推進員活動実績報告書(様式第2号)により、当該年度分の活動状況を学校、公民館又は事務局いずれかの確認を経た上で当該年度3月末日までに教育委員会に報告しなければならない。

(推進員協議会)

第10条 教育委員会は、次に掲げる事項を協議するため、必要に応じて推進員協議会を開催することができる。

- (1) 推進員の行う活動、教育課題等についての情報交換に関すること。
- (2) 地域の教育課題等についての研究、協議、提言等に関すること。
- (3) その他推進員の目的を達成するため必要な事項に関すること。

(守秘義務等)

第11条 推進員は、教育委員会又は学校の許可があった場合を除き、その活動上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(謝礼)

第12条 教育委員会は、推進員の活動に対して、予算の範囲内で謝礼を支出することができる。

(庶務)

第13条 推進員及び推進員協議会の庶務は、教育委員会生涯学習課において処理する。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、この要綱に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年5月1日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

渋川市教育委員会教育長 様

渋川市立 学校
校長

渋川市地域学校協働活動推進員推薦書

次の者を、 年度地域学校協働活動推進員として推薦します。

記

ふりがな 氏 名		
生年月日	年 月 日生	
現住所		
勤務先		
連絡先 電話番号	自宅	
	緊急時	
推薦理由		

様式第2号（第9条関係）

年 月 日

渋川市教育委員会教育長 様

渋川市地域学校協働活動推進員
氏名

渋川市地域学校協働活動推進員活動実績報告書

次のとおり報告します。

記

活動期間		年 月 日 ～ 年 月 日				
日付	活動場所	活動内容	活動時間	休憩 (h)	日計 (h)	確認
			: ~ :			
			: ~ :			
			: ~ :			
			: ~ :			
			: ~ :			

